

特別支援学級における課題と展望

— 特別支援教育コーディネーターとしての実践からの考察 —

大阪市立小学校主務教諭 佛教大学教育学研究科修了生 林 正 樹

抄 録

本稿では、小学校の特別支援学級を歴史的側面及び教育実践や保護者アンケートなどから検証することによって、今後の特別支援教育の問題点や課題について考えた。

特別支援学級は、決まったカリキュラムがなく児童の実態やニーズに応じて教育が行われるため検証が難しい現実があるが、保護者アンケートからは、小学校入学前後の学校・教員との信頼関係に基づく継続的な教育活動の実践の必要性、さらに、特別支援教育に関する専門性のある教員の確保などが必要であるとの示唆を得た。それらの視点が、今後の特別支援教育の前提条件として欠かせないと言える。

Key Words：特別支援教育，特別支援学級，特別支援教育コーディネーター，個別のニーズ

はじめに

養護教育から特別支援教育に移行してから10年以上が過ぎ、特別支援教育という概念が日本にも定着しつつある。しかし、その概念や理念のとおり教育現場の実践が、十分とは言えない面もみられるのが現実である。

私は、公立小学校の特別支援学級の担任や、特別支援教育コーディネーター、さらに地域の特別支援教育の取りまとめ役として勤務してきた。その経験をふまえ、特別支援教育の現状を小学校での特別支援学級を中心に考え、今後の特別支援教育の方向性について以下のような構成で考えていく。

第1章では、現在の特別支援教育の考え方が広まるまでの経過をふまえ、特別支援教育の状況について概観し、特別支援教育の思想的な基

盤を明らかにする。

第2章では、障害児教育の現状について、大阪市の特別支援学級の事例をもとに考え、特別支援学級が持つ課題や問題点を明らかにしていく。

第3章では、2章で明らかになった大阪市内における特別支援学級在籍児童の多さともかかわっている小学校入学前後の就学指導についての状況をみながら、その重要性を明らかにしていきたい。

第4章では、私がY小学校で実践した特別支援学級の指導について3章をふまえながら、就学前後の状況を中心に考え、特別支援教育における児童の実態把握の重要性について述べる。

第5章では、4章であげた児童の保護者アンケートをふまえ、特別支援学級全般について考えていく。

1章 特別支援教育に至るまでの状況

世界的に障害児と健常児をわけ隔てなく、等しく教育を提供するという観点から日本でも養護教育から特別支援教育という考え方に変遷し、10年以上経過している。

そのような中で、文部科学省は、積極的に各自治体・教育委員会に通達などによって考え方を伝え、特別支援教育の考え方が広まっている。

ここでは、特別支援教育が導入される以前の、いわゆる養護教育の状況についてふれ、のちに述べる特別支援教育の基盤を概観する。

日本における養護教育は、戦後の教育制度の中で構築された障害児に対する教育保障という点で制度設計されたものである。文部科学省が平成22年6月に出されている『障害者制度改革推進のための基本的な方向 資料3-3』を参考にまとめた以下の年表を参考に経過をたどっていく。

年表 日本の障害者施策

年	法制度	内容
1874	恤救規則	一般的な窮民対策
1929	救護法	一般的な窮民対策
1946	生活保護法	行政の措置として福祉を提供する
1947	児童福祉法 学校教育法	特殊教育として教育の機会の提供
1949	身体障害者福祉法	障害者福祉の基盤
1960	身体障害者雇用促進法	一般就労への促進
1970	心身障害者対策基本法	発生予防 施設収容が主眼
1979	養護学校義務制実施	障害児の全員就学体制の整備
1981	国際障害者年	完全参加と平等をテーマにする

1987	障害者雇用促進法改正	知的障害者も法の対象とする
1990	福祉八法改正	在宅福祉サービス法定化など
1993	障害者基本法	自立と社会参加の促進
2004	発達障害者支援法	各種発達障害への援助など
2005	障害者基本法	措置制度から契約制度へ
2006	学校教育法改正	特別支援教育の推進

この年表を概観すると、日本の障害者施策については、戦前は、特別な施策として実施されるのではなく、一般の窮民対策の一環として実施がなされていたことがわかる。そして、その影響のもとに戦後についても法整備がなされてきたが、一般の施策の一部として実施されるとともに、実施の内容としては、一般から分離する形がとられてきたのである。

その典型的なものが、教育における特殊教育である。1947年の学校教育法及び日本国憲法や児童福祉法などの理念によって等しく教育を受ける権利がすべての国民に保障される中で、障害児にもそれが保障されることになった。

しかし、実際には、特殊教育という制度を設計し、一般の児童・生徒とは、分離して教育するという方向となった。さらに、就学猶予という形で、事実上、就学していない障害児も存在するという現実が作り出された。

そして、1970年代にかけて、障害児の事実上の就学をしていない状況を担保する就学猶予問題を解決すべく、養護学校の設置が義務化され、就学猶予される障害児は、次第に減っていくことにはなるが、依然、特殊教育という範疇の中で事実上の分離教育が一般的である状況には変わりはない。

この状況が変化していくきっかけとなったのが1980年代当初の国際障害者年で、日本の障害者施策・障害児教育は、国際的な考え方の影響

を受け、次第に変容していくことになっていく。つまり、分離教育から統合教育への変化である。今では、当然となりつつあるインクルーシブ教育やノーマライゼーションという考え方が、この時期に日本にも広がり始めるのである。

その理念のもとに、1990年代以降、障害児も健全児とともに学び、障害者も社会参加をするという方向で法整備が進められていく。学校教育においては、2006年の学校教育法改正によって、養護教育から特別支援教育に移行し、分離教育ではなく、統合教育が名実ともに実施されていくことになる。

しかし、実際には、特別支援学校が多く存在し、全国的にも特別支援学校の増設傾向にあることから、インクルーシブ教育やノーマライゼーションが本当の意味で推進されているかについては、賛否が分かれるところである。理念としては、これらが推進されていることは、周知の事実であるが、障害児を取り巻く現実には、単純に統合教育が進んでいると強くは言い難い。

以上が、国の障害児施策の方向であるが、各地方では、国に先駆けて、統合教育を実施しようとする動きが見られていた。その事例をみていきたい。

2章 障害児教育の事例から見た特別支援教育の状況

1) 大阪市の統合教育

先に述べたように、1980年代の国際障害者年などの国際的な状況によって日本の統合教育が進んでいったが、関西、とくに大阪府では、統合教育が進んでいたという事実がみられ、当時の文部省が、障害児教育の制度設計をすることに先んじて統合教育の視点から障害児教育の実践がなされていた。

藤田修編著『普通学級での障害児教育』で

は、大阪における統合教育の実践例や背景が詳細に述べられている。

その中では、もともと大阪では普通学級に障害のある児童が多く在籍していて、その中には重度の児童もいた。全国的には養護学校でも重度の障害児は在宅を強いられたのであるが大阪では、障害児を切り捨ててはならないという考えのもと、熱意ある学校・教員が普通学級や障害児学級で受け入れることが多くあった。これが、組合の運動や地域運動、障害者団体の運動と連動し、統合教育が進んでいったと述べられている。

顕著な例が、原学級保障といわれる考え方である。制度上は、障害児学級が存在するが、障害児も普通学級に籍を置き教育を受けるという考え方である。つまり、障害児も今でいう特別支援学級で、学習するのではなく普通学級で学ぶという他府県ではあまりみられない仕組みである。

そのパターンとしては、この著書では以下のように分類されている。

- ①障害児と普通学級での行事などの交流がある。
 - ②障害児学級を基本として、普通学級に特定の時間に参加する。
 - ③普通学級を基本として、特定の時間に障害児学級で学習する。
 - ④普通学級で全時間が学習する。
- という4パターンである。

大阪以外の他府県では、①を基本として②というパターンで特別支援学級という枠組みの中で過ごしていることが通例であると思われる。大阪市では、③もしくは④が基本となっていて、③もしくは④が大きな違いで普通学級を中心に過ごしている。実際に私の勤務経験からも③の学校や、④の学校が一般的であった。

それぞれの思想的な背景やメリットデメリットについては、表1のとおり、①であれば、発

達に応じた教育がしやすい反面、健常児との交流は限りなく薄くなり、④であれば、日常、普通学級で過ごすため、必然的に統合教育ができていないこと、その反面、発達課題に応じた教育活動は実施が難しいということになる。

表1 障害児の通常学級へのかかわりのパターン別の特徴

パターン	発達(個別指導)	統合教育(かかわり)
①	◎	×(0ではないが)
②	○	△
③	△	○
④	×	◎

このようなことから、発達に応じた個別指導と統合教育のいずれかを重視して教育活動を実施するのかという選択、また、実施する側(学校組織・担当教員など)の姿勢が教育的効果にもかかってくるため一概に単一的な評価をそれぞれにすることは難しく、結論を出すことが難しい実態が現場にはみられる。

これらをふまえながら以下では、特別支援学級の児童在籍数について考えることで特別支援学級の主に就学に関する問題点を明らかにしたい。

2) 特別支援学級在籍児童数の割合から見る特別支援教育の状況

表2 全児童に対する特別支援学級在籍児童の割合(平成30年度)

場所	児童数(人)	特別支援学級の児童数(人)	児童数に対する特別支援学級在籍児童の割合(%)
全国	6312251	183428	2.9
大阪市	114616	6225	5.4
T小	523	25	4.7

Y小	361	12	3.3
H小	461	32	6.9

文部科学省統計要覧(平成31年度版)

平成30年度大阪市学校基本調査統計表 より

表2の、全国の状況と大阪市の状況を比較すると、全体の児童の数と比べて大阪市の特別支援学級在籍児童の人数の割合が多くなっている。また、児童数に伴って、学級設置数も多くなる。学級設置については、特別支援学級の学級設置基準は、8名であるので特別支援学級在籍児童が、少しでも増えると学級が増えそれに伴って教員の配置も必然的に増える仕組みである。

なぜ、大阪市の全国に比べて2倍程度の数値となるのだろうか。推測される状況は、2つ考えられる。

大阪市にいわゆる障害児が全国に比べて統計的に多い、もしくは、なんらかの事情で、特別支援学級在籍児童が多いかのいずれかが考えられる。

しかし、障害児の割合についての地域差がある統計はなく、大阪市で障害児の割合が突出して多いとは考えにくい。

このようなことからすると、特別支援学級の在籍について、大阪市の特有の事情が大きな要素を占めていると推測できる。

以下では大阪市では特別支援学級への在籍が多くなる制度的な状況があることを表2と私の勤務経験から明らかにし、特別支援教育における就学指導の重要性について述べていきたい。なお、表2のT小・Y小・H小は、私が勤務していた小学校である。

3章 小学校入学前の就学指導の重要性

一般的に、多くの自治体では、就学前には、就学相談という形で教育委員会の担当や、各知

町村の障害児担当が、発達や身体的に課題がある子どもたちは、普通学級が妥当であるか、もしくは、特別支援学校や特別支援学級が妥当であるかについて就学指導（自治体によって呼称は若干異なる）がされている。

それによって、専門的な立場からのアドバイスをうけ、保護者は、子どもたちにあった教育環境を選ぶことができるというメリットがある。実際に、保護者は、子どもの発達については不安なことやわからないことも多いので、経験のある担当者からのアドバイスは重要な指針となる。また、適切な教育の場を設定するという教育の環境設定は、教育にとっては欠かすことができないものである。

それでは、特別支援学校、特別支援学級、普通学級のそれぞれに就学した場合には、何がどのように違うかについてふれていきたい。

まず、特別支援学校は、都道府県及び政令市が設置している学校である。ここには、小学生から高校生までの障害児が、それぞれの個別のニーズに応じた教育を受けている。

状況としては、障害の程度が重い児童・生徒が通っていることが多いとされ、子どもたちのニーズにあった指導がしやすいという特徴がある。

つぎに、特別支援学級は、小学校及び中学校に設置されている学級である。ここには、各地域の学校に就学し、その中で、障害児が在籍する学級を各学校が設置し、それぞれの特性にあった教育を行っている。特別支援学校との違いについては、一般的には、障害の程度が軽い児童・生徒が在籍している場合が多いとされている。そして、地域の学校に通学していることから、各学校の健常児との交流があることや、地域とつながりを保ちやすいという特徴がある。

最後に、普通学級であるが、特別支援学級には在籍するほどでなく、支援が必要な児童は、

普通学級の在籍することも多い。

表3 就学先の特徴の比較

就学先	交流	個別のニーズ
特別支援学校	×	○
特別支援学級	△	△
通常学級	○	×

これらの3つの就学先については、表3のとおり、メリットとデメリットが混在しているのが実情である。これらが解決でき、すべてがメリットであれば問題ないのであるが、現実はそのようではない。私が、就学相談・教育相談を行った際にも、これらについてはふれてきた。また、児童を指導する特別支援学級担任としても、すべてのデメリットを解消することは難しかった。

このようなことから専門的な立場からの指導は必要不可欠であると思われる。

ところが、このような就学指導が他府県比べて強くはない事例が大阪市である。

つまり、大阪市では、おおむね保護者の希望に沿った形で、就学という形になる。他の自治体では、特別支援学校への就学が望ましいとされる場合でも、大阪市では、小学校に入学することが多い。そのため、小学校の体制整備の負担は、かなり多い側面があることは否定できない。

このようなことは、2章で述べた大阪市の歴史的・思想的な背景も大きく影響している。特別支援学校ではなく、地域の小学校に就学するという考え方が浸透し、健常児・障害児が分けられることは差別であるという考え方が基盤にあるからである。

しかし、学校及び担当した教員の努力が非常に大きいのが実態である。

例えば、タンの吸引・胃瘻など医療的ケアについても、大阪市ではずいぶん前から当然のよ

うに行われていた。しかし、これらについては、いわゆる医療行為との区別が不明確であること、さらにその行為を教員がしてよいのかというガイドランが存在しないまま実践されている状況もみられた。

小学校でこれらの専門性の必要とされる医療行為に近く、命にかかわる行為を明確な指針がないまま実施されることは、大きな問題であると思われる。

このようなことから就学指導に基づく特別支援学校への児童の就学は、合理性はあるものだと言える。もちろん、小学校で看護師の配置など十分な体制が整備されることが理想であるのは言うまでもない。

また、発達障害と推測される児童・生徒や小学校1年生段階でひらがなが読むこと苦手、さらに、泣くことが多い児童などの障害があるとは考えにくい理由で特別支援学級に在籍している児童もみられる。多くの自治体では療育手帳B2の所持や関係機関のアドバイスなど明確な根拠によつての特別支援学級に在籍という場合も多いが、必ずしもそうではない実態が私の経験からみられる。

その背景には、子どもの発達について保護者の心配によるものもあるが、別の要素として特別支援学級の在籍児童・生徒を増やせば、教員の数を多く確保できるという学校側のメリットも存在するのである。

この点については、2020年8月の沖縄タイムズの特集『学びはだれのもの』で、「支援学級の対象とみなされてきた子の中には、虐待や親の離婚といった家庭環境やいじめなどの問題によって、一時的に発達障害のように見えているだけだと考えられるケースが少なくはない。表面的な行動特性にとらわれず、その子の背景まで見極める必要がある」と述べられていて「支援学級が適切かどうか疑わしいケースもある」との懸念が伝えられている。さらに、「教員の

都合で支援学級在籍が増えている」という指摘も伝えられ、私の経験や大阪市の特別支援学級の在籍児童の多さと共通する問題提起がされている。

大阪市の特別支援学級在籍児童の比率と全国の比率を比較すると大阪市の倍近くであること、私の経験や沖縄タイムズの特集からもその事実を否定はできないと言える。

また、表2から、実際に私が勤務した3つの学校を比較すると、私が約9年間にわたって特別支援教育コーディネーターとして、就学の際に発達などをふまえて就学などについて一定、全国にみられるような取り組みを行ったY小学校での在籍児童の割合は全国の割合に近く、大阪市とは大きく乖離している。

それに対して、私が就学前の教育相談に関与せず、特別支援教育コーディネーターの役割も担っていないT小学校とH小学校の場合は、大阪市の割合とほぼ同等で、H小学校に至っては全児童の約7%が特別支援学級に在籍しているという統計となっている。

これについては、ほかの年度についてもほぼ類似した割合であるのでこの年度だけが特殊な例ではない。

以上のような、大阪市の特別支援学級の在籍児童が多い事実は、全国と比較すると問題があると考えられないだろうか。

特別支援学級を設置すれば先に述べたように教員が配置される。教員が配置されるということは教員の人件費をはじめ、様々な学級設置に関する経費が計上される。つまり、これらはすべて税金である。大きく全国と乖離している状況は、特別支援教育という名のもとに税金が適切に活用されているのかという疑念がある。

このようなこともふまえながら教育上考えられる問題点としては、①特別支援学級の在籍について就学前の指導や日々の学習指導など適切な運用が行われているのか ②特別支援学級設

置に伴って配置されている教員が、適切に特別支援教育の担当として取り組んでいるのか ③ 保護者や児童・生徒のニーズにあった教育活動ができているのかという点があげられる。

ただ、統計資料上のデータと私の経験則からの一部の事例からの推測ということも否定できない現実である。また、特別支援学級の実態を浮き彫りにすることも難しいため、体系的な問題点や課題の提示がみられていないことも事実である。一方、沖縄タイムズの特集でみられるような実態もある。

次の章では、今までに述べたことをふまえながら私が、小学校で特別支援教育コーディネーターとして取り組んできたことをあわせて、今後の特別支援教育の方向性を探っていきたいと思う。

4章 Y小学校での実践からみる特別支援学級の課題と現状について

私は、公立学校の教員として約20年勤務していて、特別支援教育についてもその間、何らかの形でかかわることが多かった。

本章では、9年間勤務した学校での特別支援教育コーディネーターとしての2名の児童の実践の中から、3章の問題点をふまえ、主に就学にかかわる事柄を通じて特別支援教育のあり方について考えていく。

この2名の児童は、平成25年度に入学した児童である。療育手帳B1を持ち、知的障害のある現在中学校2年生の女子児童と、療育手帳B2を持ち中度難聴で補聴器を使用している同じく現在中学校2年生の男子児童である。

この2名が入学するにあたって、私は、就学前に幼稚園及び保育園・難聴児童が支援を受けている聴覚特別支援学校を訪問し、引継ぎや具体的な相談を実施して、就学に備えていた。

また、早い段階から保護者とも特別支援教育コーディネーターとして相談を始めていた。

この相談の際に、確認することは、児童の発達や障害の程度を各種検査に基づいて確実に知ること、それに加えて保護者・当該児童の小学校進学時の希望をしっかりと聞くことである。そうすると、小学校に入学をした当日から試行錯誤することなく、スムーズに学校生活を開始できる体制を整えることができる。

よく見られる就学前の状況は、就学前に学校には相談することは多いのであるが、その相談窓口は管理職である校長や教頭が通例であり、実際に入学後、担当する教諭ではないため、入学後に担当することになった教諭と具体的な相談が始まるということが非常に多い。実際に私の勤務校でも、この2名の児童が入学するまではそのような状況であった。そのような状況であれば、4月当初から、児童は学校生活が始まっているので、その後相談をすると、すでに手遅れなのである。児童からすると、小学校生活は始まっているのである。始まってから、相談するのでは、遅いという言葉までもない。

それでは2名の児童の就学前後の対応に具体的についてふれていく。

まず、知的障害があり、療育手帳B1を持つ女子児童である。この児童は地域に近い幼稚園に通園していて幼稚園でも様々な配慮の上に友達と同じように過ごしていた。言語の発達や文字・数字の認識力が弱く、集団行動を行う上でのルールやきまりの理解も苦手であるということであった。

保護者は、小学校進学を心配し、区役所など関係機関とも相談され、小学校とできるだけ早い段階で相談することが良いと考えられていて、小学校へ相談の電話があったことが、就学に伴う相談のはじまりであった。

つぎに、中度難聴で療育手帳B2を持つ男子児童である。

この児童については、就学前の数か月前であ

る、1月頃まで詳細な情報はなかったので、やや対応が遅くなった。その理由としては、この児童に聴覚障害があり、市立の聴覚特別支援学校の幼稚部に通っていたこともあり、保護者がそのまま聴覚特別支援学校の小学部への進学を考えられていたことがあげられる。

その中で、保護者が、地域の学校に通うことも選択肢であるとの認識を持たれ、地域の小学校との相談もしたいということが、相談のはじまりであった。

この時にも、私が特別支援教育コーディネーターとして直接対応できたことが、その後の相談をスムーズにすすめることができ、2か月程度の短期間で来るべき入学に向けて体制を整えることができたのである。

具体的には、聴覚障害がある児童を受け入れる経験が、地域の小学校にはあまりないので、その点について正直に保護者に説明を行った。支援が厚く専門性が高い聴覚特別支援学校と私たち小学校の体制整備の差は歴然としている事実は、隠すことはできない。できる可能性の薄いことを並べて、「できる」ということは、地域の学校か聴覚特別支援学校のどちらが良いのかを選択をされる保護者に混乱させることになる。

状況を正直に伝える説明責任が、求められている。しかし、小学校でもできないことを並べるのではなく、できることを模索していくことも保護者に伝える必要がある。

そして具体的な取り組みとしては入学式の予行練習がある。

小学校1年生の入学式は、特別支援学級在籍児童にとって、非常に難しい場面である。新しい環境でしかも、いわゆる学習指導要領における儀式的行事であるため、学校にもよるが1時間程度は、同じ位置で座っていなければならない。しかも、今までの保育園や幼稚園での生活とは全く違う場面であるので、その緊張感や戸

惑いは大人の想像以上のものであると推測できる。

そのため、予行練習は欠かせない。小学校では3月は卒業式の練習で講堂はその状況が整っていて、入学式の予行もしやすい。児童が座る場所、校長が壇上から話をする様子など大まかな体験ができるのである。それを、私が入学式の予行として行って児童に安心してもらえるようにしたのである。

このような事例に共通することは、実際に就学した際に、接する教員として就学の相談を受ける体制ができていたことである。そのため、早い段階で特別支援教育コーディネーターである私と、保護者・児童が接する機会が生まれたのである。

実際に、教員と保護者・児童が、就学前に会って話をすることが、非常に大切なことで、マイナスになることは一切なく、プラスになることのみしか考えられない。

具体的なメリットを挙げると、教員からすると、就学前の児童の様子をしっかりと確認ができること、保護者からすると教員とあうことで、心配なことを含めての要望が具体的にでき、就学にあたっての安心感を持つことができること、児童からすると、実際に小学校の先生と接することで小学校でのイメージを持ちやすくなることなどが挙げられる。

そして、私が実際に行った対応は、時系列にあげると①保護者との電話連絡、②保護者・児童の学校訪問、③児童の通う幼稚園への訪問、④入学式の予行練習などを実施し、児童の実態把握を実際に行い、来るべき入学に備えたのである。

このように特別支援学級に児童を受け入れる際には、あらかじめ児童の発達段階や障害の状況をふまえる実務的な行動が必要で、単純に統合教育の観点から受け入れるという観念的な理由で、対応することは問題であることを示唆し

ている。

5章 Y小学校特別支援学級保護者アンケートから見る今後の特別支援学級のあり方について

1) カリキュラムの構成の必要性

就学指導が前提条件であるならば、その後の6年間の小学校生活における特別支援学級の教育方針・理念、それを実現する具体的な方策・システムが次の必要な条件となる。

いわば特別支援学級のカリキュラムの構成が必要となる。特別支援教育の理念については、どの学校も存在するのは言うまでもない。ただ、その具体的な方策・システムが特別支援学級ではみえにくい状況にある。

それは、特別支援学級は普通学級と違い学習指導要領に定められた教育課程ではなく特別な教育課程を編成することができ、当然のことながら児童の実態に合わせた教育が実施される。そのため、先に述べたように自治体・学校、教員によって教育の具体的な方策に違いが存在する。

その現状をふまえ、私は、基本的には次のようなシステムで特別支援学級の教育活動を行った。まず、知的障害がない児童については、基本的には普通学級で過ごすこと、つぎに、療育手帳を持ち学習に遅れがみられる児童については、弾力的に特別支援学級での抽出授業を行うことを柱に様々なタイプの児童の教育を実践した。

すでに述べたように大阪市以外の自治体では、特別支援学級に在籍すれば特別支援学級で個別の学習課題を中心に取り組むということの基本として、学校生活を過ごすことが一般的である。それに対して、大阪市では、地域の学校に在籍しているという点を重視し、特別支援学級在籍であっても普通学級で可能な範囲で過ごすということが一般的となっている。

私は、大阪市で行われている特別支援学級の考え方をもとに個別のニーズと交流のバランスをとることを基本に考え、特別支援学級でのカリキュラムの構成を行った。その際、児童の発達や障害の程度を中心に考え、一人一人の児童の時間割を作成した。

その前提として、児童の発達と障害の程度を分析・評価し、保護者や児童の希望を十分に受け止めたうえで、検討を行うことが必要であった。さらに、特別支援学級在籍児童すべてに、完全な形で発達や障害の程度のニーズに応じた学習を提供することも難しい現実を明確にした。

つまり、発達や障害の程度を重視した特別支援学級でのいわゆる抽出学習と、同じ年齢の普通学級の児童とともに過ごし学習することを組み合わせるシステムであることを保護者・児童・教員で共通認識を持った。

それらをふまえ、以下では、私が6年間担当した児童の保護者が特別支援学級の教育活動についてどのように感じていたのかというアンケートをもとに、今後の特別支援学級のあり方についてさらに考えていく。

2) 保護者アンケートから見る特別支援学級の現状と課題

このアンケートは、先に述べたように私が平成よりY小学校で6年間、特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーターとして担当した児童の保護者2名に自由記述式で令和2年8月に実施したものである。

質問項目としては、4つで、1つめ、Y小学校の特別支援教育の良かったところ(+点)、2つめは、Y小学校の特別支援教育の悪かったところ(-点)、3つめは、Y小学校がほかと違うところ、ほかの学校の良い実践、4つめは、その他の自由記述である。

このアンケートは、私が実際に6年間、接し

た児童の保護者2名であり、私の特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担任としての教育実践を客観的に評価できる立場である。ただし、結果として信頼関係がその6年間を通して強固なものとなっていることから、アンケートの評価としては、良い項目がほとんどであり、2つめの悪かったところ（-点）の記述はなかった。

そのため、現実として客観的な評価ができていないのかというところには、疑問があることは否定できないが、教育実践に対する保護者の意見や考えから特別支援学級に関して考えるという点では、重要な示唆が多くある。

以下では、アンケートに記述されている内容をもとに項目ごとに、検証していきたいと思う。

1つめのY小学校の特別支援教育の良かったことについては、児童が低学年・中学年・高学年と時系列に当時のことを想起しやすいように配慮をした。

その結果、それぞれの段階の記述が明確に示されている。その様々な見方を、表にあるように①支援に関すること②児童の学習全般に関すること③教員組織に関すること④その他 分類整理することができた。

それでは、順にみていく。

表4 保護者アンケートまとめ①支援に関すること

低学年 (入学 以前を 含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・入学前から、親身になって相談にのってもらえた。 ・子どもにあった教育支援計画の提案があった。 ・子どもの様子を見に来ていただいたことが大変うれしかった。 ・生活面でのサポートがあった(難聴にかかわること)。 ・管理職、特別支援教育コーディネーター、保護者で集まって就学以前に相談ができてスムーズに入学ができた。その後も、1年生の教室や給食室、特別支援学級教室など見学させていただき、入学後の初めての場面を減らすことが
--------------------------	---

	<p>できて不安感を軽減できた。卒園直前には、特別支援教育コーディネーターが幼稚園に行き、園での様子、友達との関係などを把握し、入学後の担任やクラス編成に生かしていただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学後は、まずは原学級で小学校生活に慣れることを、先生の指示を聞いて周囲の流れにうまくのっていくことを中心にかんがえていただいた。
中学年	<ul style="list-style-type: none"> ・中学年の時点で、できるだけたくさんの友達と交流の時間を作っておくことで高学年になってからの宿泊行事においてその信頼関係が生かされる結果となりました。
高学年	分類なし
全体として	分類なし

①の支援に関することについては、どちらの保護者も、就学前後のことについて多くの記述があった。

これは、3章から4章で述べたように就学前後に小学校と保護者・児童が信頼関係を築くことの大切さを示唆している。どちらの保護者も当時のことを明確に記憶され、感謝されていることからわかるように、小学校側の担当者が実際に幼稚園や保育所などを訪問し、子どもとつながることで安心感を保護者・児童が持つことができたと言える。

このような基盤がこの時にしっかりと醸成されているので、難しい問題がのちに起こっても乗り越えていくことができたと考えられる。

障害のある児童の保護者にとって、入学という状況は不安感が多い。それを和らげる具体的な行動が学校には求められる。話をするだけ、聞いているだけでは、結局、入学後、実践が伴っていないことになる。児童の不安を和らげるための様々な場所の見学・体験、現場の教員である特別支援教育コーディネーターの幼稚園などの訪問など、目に見える行動が小学校側には必要であると言える。その上で、アンケートにもあるように、「小学校生活に慣れること、

先生の指示を聞いて周りの流れにのることを中心に考える」というような小学校側が、入学後の教育の方向性を提示することで、保護者も児童も見通しを持つことができ安心感につながるのである。

また、中学年での記述にある普通学級の友達との交流についても地域の学校に入学する障害児にとって6年間を見通し、支援していくことが大切であることを示している。

表5 保護者アンケート②学習内容全般に関すること

低学年	・学習面は、本人が分からない、困っていると感じた時点で取り出し授業を支援学級でもらうことができた。
中学年	・学習が難しくなったので、取り出し授業を行ってもらった。国語を取り出すと原学級でのお友達との交流が減るので臨機応変に授業を組んでもらった。知能的に厳しいレベルだとしても、お友達と一緒に授業を受けることで引き上げてもらえる部分が多かった。
高学年	・学習面でかなり厳しいレベルになってきます。自己肯定感を下げないようにクラスでの役割を与えることで、体育の時間で活躍できる場面を作ってもらうなどの配慮がありがたかった。
全体として	子どもの性格をくみ取って、子どもに寄り添って子ども本人が安心して通える環境づくりができていた。

学習に関することについては、どちらの児童の保護者も学習状況が厳しいことをあらかじめ認識されて、それをどのように対処しようかという理解が早くからあったと言える。入学以前に、検査などで大まかな発達段階を学校と保護者で共有ができていたことが、6年間を見通して指導できる結果となったと言える。

学習面においても、支援に関することと同様に発達検査などのデータをしっかりと把握分析し6年間を見通し教育の方向性を示せば、それほど指導は難しくないことを示唆している。

また、地域の小学校であることから普通学級

の友達のかかわりが学習にも良い影響を与えていたことも示されている。中学年での友達と一緒に授業を受ける機会をしっかりと確保することや、高学年での学級担任の配慮は、特別支援学級だけではなく、普通学級担任や周りの友達の存在が非常に大切であることを示している。

表6 保護者アンケート③教員組織に関すること

低学年	分類なし
中学年	分類なし
高学年	5年生のふれあい合宿(2泊3日の泊り学習)には一緒に寝て見守りをしていただく看護師さんと本人、保護者、同行される先生とが面談し、コミュニケーションの場を作って頂けたので安心して送り出すことができました。
全体として	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回、聴覚特別支援学校に先生と一緒に通っていただき、聴覚障害のある子どもについて学んでいただけて感謝している。 ・一般学級の担任と細かく連携をとって、子どもが快適に過ごせるように配慮ができていた。 ・6年間を通して、同じ特別支援教育コーディネーターである支援学級担任が担当をされ、学級担任の先生と連携を密にとりながら日々を過ごせたことが娘の成長に良い影響を与えられたと実感します。

支援及び学習に関することが重要であることは言うまでもないが、アンケートでは、教員全体に関することも多く記述されていた。4の自由記述の部分でも教員にかかわる内容が多くあったことから、教員組織全体及び児童にかかわる教員が子どもの成長に大きく影響していることがこのアンケートからもわかる。

入学前後の内容と類似しているが、高学年のところにある宿泊学習に関する内容は、保護者の心配不安を少しでも減らすために、関係する教職員がしっかりと話をすることが必要不可欠であることを示している。

また、全体のところの聴覚障害についての理

解をはかるため担当教員が、聴覚特別支援学校と密に連携をしていたことは、よく言われる関係機関との連携である。形式的な連携ではなく、実際に足を運び、それを6年間継続するということが、保護者が学校を信頼する大きな要素となっていたと思われる。

さらに、6年間をとおして特別支援学級担任が変わらずキーパーソンとして、学校組織の中で存在したことが保護者・児童の安心感につながったこともこのアンケート記述からわかる。

表7 保護者アンケート④その他

低学年	・低学年時代にありがちな、お友達どうしのきついと感じる言葉へのやりとりなどもトラブルが小さいうちに先生方が対処されたのでいじめに発展することはなかった。
中学年	・中学年の時点で、できるだけたくさんの友達と交流の時間を作っておくことで高学年になってからの宿泊行事においてその信頼関係が生かされる結果となりました。
高学年	分類なし
全体として	分類なし

その他では、普通学級の友達とのかかわりに関する内容だった。地域の学校であることから普通学級の友達とのかかわりは非常に多い。実際に、Y小学校では、低学年の時には基本的には普通学級で過ごすことが多いためその配慮は求められるものは大きい。

そして、その配慮がしっかりとなされていたためスムーズに学校生活を過ごすことができたことと保護者は認識していると言える。

以上のようにアンケート1の項目をまとめると、入学前後に保護者・児童と信頼関係を構築することが非常に重要で、それに基づいた支援ができればスムーズに児童が6年間を過ごすこ

とできることが見えてきた。これについては、3章や4章で述べたことと一致している。

さらに、教員側が児童の様子を的確に把握し、指導を行っていくことが当然のことながら保護者の側から見ると必要であることが示されている。

それでは、アンケートの3つめであるY小学校が他とは違うところ、ほかの学校の良い実践があればという項目について考えていきたい。

以下のような記述があった(要約)。

- ・天王寺区の小学校では、支援学級だけの1日文化祭を実施されていました。保護者と支援学級以外の先生方も交代で参加されます。子供たちの得意なことを発表したり、お菓子作りをしたりする企画でした。
- ・実際に他の小学校の保護者から聞いたりしましたがY小学校の支援が手厚いと思いました。
- ・特別支援教育コーディネーターの先生は色々な支援に携わった方なので親にとっても勉強になった。
- ・一般学級では、習得できなかった苦手な学習を繰り返し教えて下さったり、自失した際に、生活で必要なお金の使い方、電車の乗り方など校外学習で実践され、今では一人でコンビニにも買い物に行けます。
- ・補聴器をつけていましたが週に何度かは、一般学級にもサポートの先生が入ってくださって本当に助かった。

このような保護者の意見をみると、Y小学校では、教科的な学習を発達段階に応じてサポートすること、お金の使い方などの生活に生きる学習を組み合わせていたことが評価されている。良い小学校の例についても、単に教科的な学習を実施するのではなく、子どもが活躍できる場を設定する文化祭の取り組みを記述されている。工夫した特別支援学級での授業を求め

られることがわかる。

特別支援学級の教育課程では、この点が担当教員の裁量や学校の特色に応じて行われているため、どのような形なのかが見えにくいのであるが、保護者は、発達段階に応じた教育が必要であると考えていると言える。それに答えた形で実践が求められている。

4のその他の自由記述の項目では以下のような意見があった（要約）。

- ・特別支援学級の担当する先生が産休前後、病欠明け、家族の介護、他の研究機関に通うためなどの事情を抱えた方が多い。熱心な先生もいるが、特別支援教育に関する知識が薄いため、熱心であるがゆえに支援と手助けの区別が分からず子どもの成長を後退させる結果になることもある。これは管理職が、その立場になるため特別支援教育に関わるのがなかったため現場でどのような支援が求められているのか実感することができていない。その結果、子供と教員のマッチングがうまくいかない人事配置をしてしまっている。小学校時代に適切な支援が受けれないと大変なことになります。娘は中2ですが、受け入れた中学校の管理職以下特別支援教員の意識の低下と知識不足が原因で適切な支援を受けることができていない。
- ・教職員、学校全体で障害のある子どもの状況を把握できる学校であってほしい。
- ・障害の種類や程度に合った学校を増やしてほしい。進学の際に選択する学校が少ない。

この項目では、特別支援教育担当教員、学校組織、特別支援教育全体に対して厳しい意見が記述されていた。

特別支援学級担任に、事情を持つ教員が多いことについては、私が、担当した9年間、ここに記述されているような教員が多く、また、近隣の小学校でも同様であることを伝え聞いてい

る状況、さらに私が勤務している現任教でも、産休明け短時間勤務、病気のある教員が担当という事実がある。また、管理職で特別支援学級担任を長く経験している事実は、私の知る限りはない。

さらに、琉球新報の2020年9月の記事では、県内の特別支援学級担任の、特別支援学校教諭の免許を所持率は、約40%で、所持していない教員が多く特別支援学級を担当している実態であることから、特別支援教育の専門性の担保については疑問がある。

専門性が必要とされている分野であり、保護者・児童からのニーズが強いにもかかわらず、学校現場では、そのようなニーズに対応できていないどころか、教員配置全体から見ると特別支援学級を軽視しているとも思われかねない前述のような事実がある。

以上のようにそれぞれの項目について概観してきたが、その意見をまとめて考察すると、入学前後の信頼関係の構築の重要性、つぎに、信頼関係にもとづく適切なカリキュラムの作成と普通学級との友達のかかわりの重要性、さらに、教員の資質の問題の3点がみえる。

1つめの、入学前後に保護者・児童と信頼関係を構築することが非常に重要で、それに基づいた支援ができればスムーズに児童が6年間を過ごすことができることが見えてきた。これについては、3章や4章で述べたことと一致している。

さらに、教員側が児童の様子を的確に把握し、指導を行っていくことが当然のことながら保護者の側からみると必要であることが示されている。

まとめと今後の課題

本稿では、特別支援教育の状況を概観し、私の実践や勤務経験をふまえて、特別支援学級の実態を保護者アンケートなどによって検証しな

がら、今後の方向性について考えた。

特別支援学級の実践については、特別な教育課程を編成できることから、自治体・学校・教員の裁量や考え、専門性などによるところが大きい実態が明らかである。また、児童の個別のニーズの違い、保護者の考え方の違いなど様々な要因によって教育活動の方向性が左右されることもある。

このような状況の中で、普通学級のような学習の基準である学習指導要領が全くない特別支援学級は、よりその専門性が担保される必要があるにもかかわらず、実際にその専門性が担保されていないと保護者は考えている実態も明らかになった。

今後は、文部科学省が特別支援教育には専門性が求められていると各種報告書で述べているようなことを前提に、特別支援学級の教育が行われ、また、それに基づいて各章で述べたような就学指導、カリキュラムの構成が求められている。また、当然のことではあるが、専門性をふまえた教員の適正な配置も求められている。

今後の課題としては、特別支援学級の実態がみえにくいことや、私が担当した児童の保護者のアンケートが検証の中心となっていることなど客観性については、担保できていない面もある。多くの事例に基づく検証によって特別支援学級のより良い教育が実践できる可能性があるため、幅広い視点から今後、も検証し、よりよい特別支援学級のあり方を提起していきたいと考えている。

参考(引用)文献

- 文部科学省『障害者制度改革推進のための基本的な方向 資料3-3』 平成22年6月
・『普通学級での障害児教育』藤田修編著
明石書店 1980年6月30日
・沖縄タイムズ「学びはだれのもの」2020年8月

- ・琉球新報 2020年9月30日
・文部科学省「共生社会の形成にむけたインクルーシブ教育システム構築のための特別教育の推進(報告) 平成24年7月
・文部科学省 初等中等教育分科会(第69回) 配布資料 平成22年7月
・文部科学省統計要覧平成31年度版 文部科学省
・平成30年度大阪市学校基本調査統計表 大阪市教育委員会

(はやし まさき 大阪市立小学校)